

平成28年度 高圧ガス容器全国一斉特別回収要領

高圧ガス容器全国一斉特別回収運動推進プロジェクト

1. 目的

高圧ガス容器のうち、停滞容器並びに不明容器の発生を防止し、保安の確保と容器の効率的運用を図ることを目的とし、併せて放置容器の撲滅に協力すること。

2. 適用

高圧ガス容器全国一斉特別回収運動推進プロジェクト（以下特別回収プロジェクト）が、主催して実施する高圧ガス容器の特別回収について適用する。

3. 特別回収プロジェクトの構成

委員長が構成人員の決定と役職の委嘱を行う。

4. 特別回収の対象容器

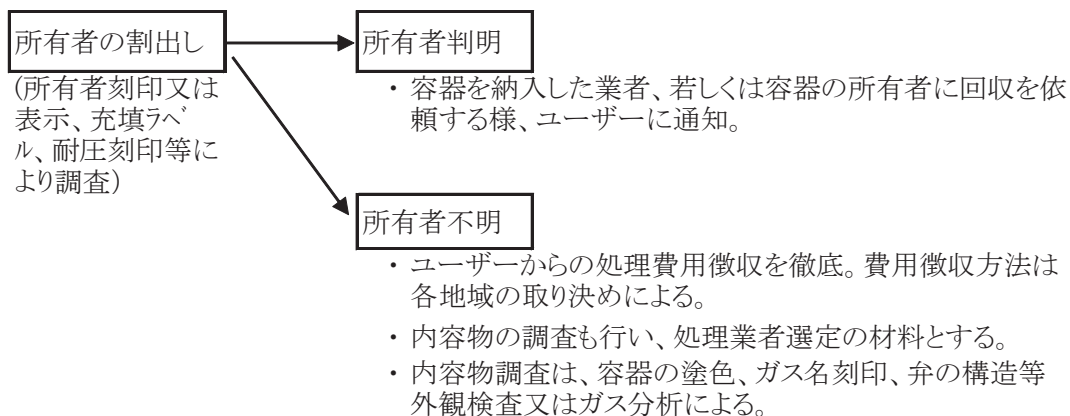
1) 放置容器

2) 停滞容器（出荷後6ヶ月以上の停滞容器の回収を重点とする）

3) 不明容器

(イ) ユーザー所有であって、内容物不明により処分依頼を受けた容器

(ロ) ユーザーの構内にあり、所有者又は返還先をユーザーが判断出来ず回収依頼を受けた容器



5. 活動費用とその分担

本業務を遂行するに当たっての活動費とその分担については、次の取扱いを基本とする。

項目	区分	内容
活動直接費	日本産業・医療ガス協会及び全国高圧ガス溶材組合連合会が応分の額を負担する。	例：お願い文書、チラシの作成、配布
活動間接費	ユーザー又は窓口業者が負担する。	例：回収車両、作業員、所有者不明容器集積場への搬入
不明容器の処理費用	原則としてユーザーが負担する。	例：ユーザーの構内にある所有者不明容器の処理費用
放置容器の処理費用	容器管理委員会が負担する場合もある。	例：河川・埋立地等で一般の事業所以外より回収したもの。

6. 回収

通常の営業活動の一環として行うので、納入業者が回収業務を行う。

なお、地域によっては共同で特別回収車両を用いて特別回収の成果を挙げて下さい。

7. 報告

放置容器の撲滅に資するため、稼働容器を除き放置容器及び不明容器の回収総本数と、所有者不明容器の回収場所を報告に記載し、平成28年11月30日までに全溶連事務局またはJIMGA地域本部事務局までご報告下さい。

8. 回収期間

平成28年10月1日から10月31日迄。

以上